

利水及び流水の正常な機能の維持対策案に対する 意見聴取について

平成23年7月21日

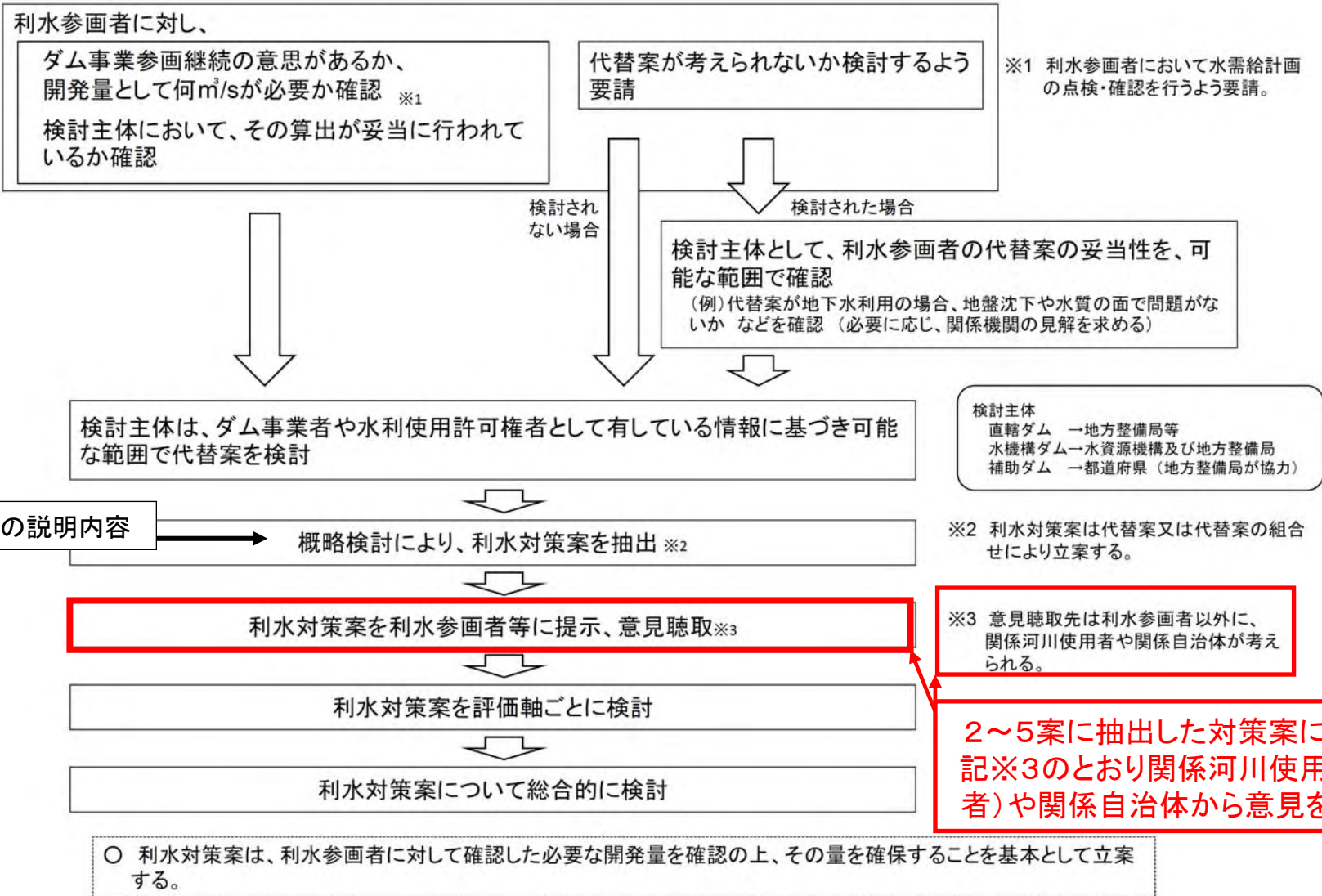
国土交通省九州地方整備局

新規利水に対する対策案検討の進め方について

第12回今後の治水対策のあり方に関する有識者会議「参考資料4」の抜粋

個別ダムの検証における新規利水の観点からの検討

【別紙6】



対策案(利水及び流水の正常な機能の維持)に対する意見聴取

(別添 1)

大分川ダム建設事業の利水対策案等に対する意見聴取について

去る平成 21 年 12 月 3 日国土交通省大臣の指示により「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」が設置され、平成 22 年 9 月 27 日に「今後の治水対策のあり方について中間とりまとめ」がとりまとめられました。

これを受け、大分川ダム建設事業についても、国土交通省河川局長より「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について(平成 22 年 9 月 28 日付け 国河計調第 7 号)」に基づき、検討の指示を受けました。

このため、九州地方整備局では、「大分川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」を開催し、大分川ダムが目的としている治水、利水及び流水の正常な機能の維持について、様々な対策案を立案しご説明しました。これらに対して、構成員並びに一般の皆様から頂いたご意見を参考に、下記にお示した利水対策案 4 案、流水の正常な機能の維持対策案 3 案が抽出されたところであります。

つきましては、上記の対策案に対する貴職のご意見を求めます。

今後は、上記実施要領細目に基づき、貴職並びに関係各位のご意見を踏まえて、目標・コスト・実現性等の評価軸により検討することとなっています。

なお、本対策案については、対策案に係わる施設管理者、利水関係者、地権者等の関係者の方々との事前協議や調整は行わず、検討主体である九州地方整備局が独自に概略検討したものであります。何卒、ご理解いただきますようお願いいたします。

1. 利水対策案

- ①河川整備計画(大分川ダム)
- ②ダム再開発(芹川ダムかさ上げ)
- ③他用途ダム容量の買い上げ(芹川ダム発電容量買い上げ)
- ④地下水取水

2. 流水の正常な機能の維持対策案

- ①河川整備計画(大分川ダム)
- ②ダム再開発(芹川ダムかさ上げ)
- ③他用途ダム容量の買い上げ(芹川ダム発電容量買い上げ)

3. 留意していただく点

頂いたご意見及び貴職の名称等は公表させて頂く予定です。予めご承知おき下さい。

4. ご回答期限

平成 23 年 8 月 26 日(金) までとさせていただきます。
※調整等で厳しい場合は、問い合わせ先までご連絡下さい。

5. 問い合わせ先及び提出先

住所：〒 812-0013 福岡市博多区博多駅東 2 丁目 10 番 7 号(福岡第二合同庁舎)

国土交通省 九州地方整備局 河川部 河川計画課

T E L (代) 092-471-6331 F A X 092-476-3470

(別添 2 : 意見提出様式)

大分川ダム建設事業の利水対策案等に対するご意見

①団体名	
②担当者名	
③連絡先 (T E L)	
④ご意見 1) 利水対策案について (対策案の番号①～④を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	
2) 流水の正常な機能の維持対策案について (対策案の番号①～③を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	

「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議 中間とりまとめ」に基づき、以下の利水参画者、関係河川使用者(水利用に関して河川に権利を有する者又は許可を受けた者)や関係地方公共団体として以下の機関を抽出しました。

【1. 利水参画者】

- ・大分市(水道)

【2. 対策案に関係する主な河川使用者】

- ・大分県(企業局)、大分市(水道)、別府市(水道)、由布市(水道)、九州電力(株)、大分県土地改良事業団体連合会

【3. 構成員及び対策案に関係する自治体】

- ・大分県、大分市、竹田市、豊後大野市、由布市、別府市、九重町、玖珠町